

議第162号

呉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

呉市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年呉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(緊急安全措置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、緊急安全措置をとる場合においては、あらかじめ所有者等（<u>法第3条</u>に規定する所有者等をいう。次項において同じ。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、<u>法第14条第1項</u>から第3項までの規定により助言又は指導、勧告及び命令を行った特定空家等についても、第1項に規定する状態にある場合は、当該<u>特定空家等</u>に緊急安全措置をとることができる。</p>	<p>(緊急安全措置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、緊急安全措置をとる場合においては、あらかじめ所有者等（<u>法第5条</u>に規定する所有者等をいう。次項において同じ。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、<u>法第13条</u>の規定により指導及び勧告を行った管理不全空家等並びに<u>法第22条第1項</u>から第3項までの規定により助言又は指導、勧告及び命令を行った特定空家等についても、第1項に規定する状態にある場合は、当該<u>空家等</u>に緊急安全措置をとることができる。</p>
<p>(警察その他の関係機関との連携)</p> <p>第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に<u>法第14条第1項</u>から第3項までの規定により市長が特定空家等の所有者等に対して行う助言又は指導、勧告及び命令に関する情報を提供し、当該<u>特定空家等</u>を解消するために必要な協力を求めることができる。</p>	<p>(警察その他の関係機関との連携)</p> <p>第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に<u>法第13条</u>の規定により市長が管理不全空家等の所有者等に対して行う指導及び勧告に関する情報並びに<u>法第22条第1項</u>から第3項までの規定により市長が特定空家等の所有者等に対して行う助言又は指導、勧告及び命令に関する情報を提供し、当該<u>空家等</u>を解消するために必要な協力を求めることができる。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。